

「言霊の国」の非常時モード

国土学アナリスト
大石久和
Hisakazu Ohishi

言霊の国

井沢元彦氏は『逆説の日本史』シリーズで有名な作家だが、彼は繰り返しわが国が「言霊の国」であると述べている。発した言葉が現実を導く力を持っているという信仰である。

少年野球の世界で言うと、試合に負けてしまった後「お前が試合に行く前、今日は負けるかも知れないなんて言ったから、負けちゃったじゃないか」という類いである。

また、受験生を持つ家庭では、家族中が「滑る」とか「落ちる」とかを禁句にして受験が終わるまで耐えているといった構図である。現在でも結構真剣にこうした言葉を忌み慎むことがあるくらいであるから、平安朝など古い時代にはもっと厳しく「言霊信仰」があったに違いない。

受験生を持つ家庭が「滑る」を口に出さないという程度の話ならともかく、「そういうことを言う」ということになってしまおうという信仰はまだまだわれわれの思考を縛っている。安全保障の話でも、「自衛隊があると戦争になる」「作戦研究をすると戦争が始まる」などといった因果が逆転した話が長い間この国の議論を

縛ってきた。

その結果、「非武装中立」などという実現するはずもない夢物語が論壇を支配していた時代もあった。スイスが、国民皆兵を制度化し国土全体をトーチカにするような準備をして、侵略には断固反撃するという姿勢を保つことで、やっとなど「永世中立」という彼らの国是が成立していることなどに何の関心も示してこなかったのだ。中立を保つためには、大変な武装努力が必要なのだという当然の思考ができず、単にユートピアを夢想していただけだったのである。

ところで、大きな震災に見舞われた熊本県では国土強靱化の県計画が未整備であったという九州では震度七など経験したこともないし、今後もないだろうという考えが支配的だったのだ。そこで震度七の地震が連続したり、大きな前震の後にさらに大きな本震が来るなどほとんど経験のない地震だったことは大きな不幸だった。

阪神淡路大震災・新潟中越地震・東日本大震災・熊本地震と、最近大きな地震を経験してきたが、これらはどれも地震のメカニズムが異なるものだったから、被害の様相も大きく異なる結果となった。

言霊信仰が、「地震に備えようとするから地震」「災害緊急事態」を想定した非常時規定一〇五条がある。しかし、条文に「国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは」とあるように、日本国の存続が危うくなるような災害を想定して、物価統制までできる規定だから、簡単に発動できないのだ。

現に、一〇五条はあれだけ大規模な災害だった東日本大震災の際にも発動されなかったのだ。ここで主張してきた非常時モードとは、国家存続の危機とまでいかないにしても、人命救助や捜査・探索の迅速性を確保するために、通常時ではできないことが災害対応側にできるような規定があつていいのではないかとということなのだ。

こうした災害時に臨機に措置したことによって、必然的に生じるであろう紛議は、事後に処理できるシステムも規定されなければならぬのは当然だ。

このような制度整備の怠慢とでもいえるべき事態は、何事も起こってからは考えない日本人の思考癖の反映である。「言霊信仰」は生きていると言ってしまうのではないのである。

震が起こる」というところまでわれわれの頭脳を侵しているとは考えられないが、地震など自然災害の場合は「あらかじめ備える」といつても、何に備えるのか」が非常に難しいことも事実だ。何しろ、発生する地震の発生メカニズムが異なるから被害の生じ方が地震ごとに異なっているのだ。

地震だけでもこうなのに、地域に甚大な被害をもたらす災害は地震以外にも洪水・土砂災害（斜面の崩壊・土石流）・津波・竜巻などがあり、これらがいつどこをどのように襲うのかを人命を守ることでできる程度で予測することなど、まだまだ（多分今後も永久に）不可能だ。

こう考えてくると、「あらかじめ備えることができない自然災害に遭遇することがわれわれ日本人の人生の必然だったことが言霊信仰を生んだ」と言えるような気がする。口を封じ思考をめぐらせることを禁じて、危険との邂逅を回避したいという願いだっただけではないだろうか。

非常時モードの欠落

こうした事情もあって、わが国には非常時になった場合に起動する仕組みをあらかじめ平常時から組み込んでおくことがほとんどできてい

ない。たとえば、東日本大震災級の災害が発生すれば、倒壊した家屋を直ちに片付け、誰の土地かわからない民地を渡ってでも救いに行かなければならない命が数多くあることだろう。ところが、倒壊したといえども財産価値があるものが含まれている可能性があるから、所有者の許可なく片付けることができないという平常時のルールを解除できないのが現状なのである。また、災害非常時であっても民地を通るのなら土地所有者の許可が必要だというのが日本の常識なのである。

あの東日本大震災の際にも、道路上のガレキは道路啓開の必要もあつて短時間に撤去できなかったが、民地のもは長い間手を付けることができなかったし、そのためもあつてか民地が一時的に道路として利用されることもまずなかったのである。

大災害が頻発する国で、それも地震・津波・高潮・土砂災害・洪水などと多種多様な災害が起こる国で、いざというときに使いやすく起動できる非常時モードが整備できていないというのは、いかにも用意が不足している。

災害対策基本法には、昭和三十七年に新たに規定された関東大震災級の災害の際に発動でき